資料11

議題１１　市内に住民票がある国外居住者への児童手当の対応について（豊橋市提出）

市名	回答	
	（１）市内に住民票がある国外居住者への対応	（２）（１）の対応としている考え方
名古屋市	1年以上長期に海外にある場合は、住民票の異動をさせた上で、消滅届の提出を勧奨するのを原則とする。ただし、住民票の異動がない場合であっても、1年以上日本に居住実態がない場合は、国内での児童の監護の実態がないことから、これまでどおり消滅届の勧奨を行う。	国QA問3-2
豊橋市	児童手当受給者が住民票を置いたまま国外転出をする旨の申し出があった場合には、過誤払い防止のため、一旦支払いを保留しています。 帰国した際には、窓口にパスポートを持参してもらい、帰国の確認がとれた場合に限り、支払い保留を解除し支給を行っています。	過誤払いを防止するためには、支払い保留を行うことで防ぐことはできますが、児童手当法において、支払い保留をすることができる旨の規定がないこと、また、「住所を有する」という定義が住民基本台帳へ記載されていることという点から、支払い保留の可否について疑義が生じています。
岡崎市	貴市と同様の取扱いとしています。	令和４年７月19日版内閣府発出の児童手当Q&A問７－８にあるとおり、「外国人の出国に伴う児童手当の過払の防止等について工夫する」の範疇と考えます。
一宮市	住民登録部門と連携し、適切な住民登録をするよう努めたうえで手当の支給を行っている。ただし、郵送物が返戻される等居住実態や監護状況に疑義が生じた場合には調査を行い支給を行っている。	積極的要件：監護・養育、生計同一・維持の疑義 消極的要件：日本国内に住所を有する疑義
瀬戸市	豊橋市と同様の対応。	児童手当Q&A集（内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室）　問７－８による。
半田市	住民票があれば支給する。	住民票をおいたまま国外転出をする旨の申し出もなく、受給者の国外転出状況を把握していないため。
春日井市	受給者からの申出により消滅届を受付した場合には、転出した日をもって支給を受けるべき事由が消滅したとしているが、申出がない場合には国外居住者かどうかの確認ができないため、児童手当Ｑ＆Ａ集のとおり、『日本に住民票を置いてある場合は、児童手当法第３条第１項及び第４条第１項の「日本国内に住所を有するもの」に該当することになります。』として継続して支給を行うこととしています。	児童手当Ｑ＆Ａ集の「問1-32」、「問3-3」を参照しています。
豊川市	受給者への聞き取りにより、一時的な帰国であり、生活の実態が国内であれば支給を継続しています。国外で学校に通うなど生活の実態が国外であれば、制度の主旨を説明し、受給者に消滅届の提出を促しています。	児童手当Q&A集を参照し、疑義が生じた際に県の担当者に確認して回答を得たものです。
津島市	国外転出の期間が長期にわたる場合は資格喪失届の提出、短期の場合は支給要件に該当するかどうか確認が取れるまで支払いを保留とするなど、日本国内での居住実態を確認した上で事務処理を行うこととしている。	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室が発出している「児童手当Ｑ＆Ａ集」中「国内居住要件」を事務取扱いの参考にしている。
碧南市	児童手当受給者が住民票を置いたまま国外転出をする旨の申し出があった場合には、状況を聞き取りの上、一旦支払いを保留しています。 帰国した際には、窓口にパスポートを持参してもらい、居住実態が確認できた場合、支払い保留を解除し支給を行っています。	過誤払いを防止するため、居住実態が確認できるまで支払いを保留にしています。
刈谷市	当市ではそういった申出があった事例がありませんが、申出があれば、まずは住民票の転出を促したうえで、国外転出者の配偶者等に受給者を変更する手続きを案内します。住民票の転出ができない事情等があれば、貴市と同様の対応をする場合もあると思います。	児童手当Q&A集の問７－８により、手当の過払の防止のため、支給を一時保留します。問７－８は外国人の事例ですが、日本人もそれに準じ、対応します。
豊田市	本市では、児童手当受給者及び対象児童が住民票を置いたまま一時出国を含む出国をする際には、過払い防止のため、一時出国の申立を提出いただき、パスポートによる帰国の確認ができるまで支払を保留しています。一時出国の際には、１年以上帰国がない場合は受給資格が消滅すること、帰国後速やかにパスポートを持って来庁すること及びそれまでは支払が保留されることを説明しています。また、出入国の記録等により、本市での居住実態がないと判断した場合には、職権による受給資格の消滅も行っています。	児童手当法において、支払保留が可能な旨の規定はありませんが、居住実態の乖離が住民票の消除に反映されるまで長期になり、過払となったときに国外から返納される見込が極めて低いことに鑑みて、支払の保留を行っています。 また、当該のような案件は、Q&Aにより、居住実態や医療保険等他制度の取扱も踏まえて適切な住所認定を行った上で児童手当の事務処理を行うこととされています。現状では、様々な理由から居住実態がなくても住民票を維持のみするという事例もあり、国外転出の手続がなされないままとなるため、児童の海外での就学及び市内での就学の状況、海外での滞在期間及び日本帰国時の滞在期間とその目的、入国管理局から提供を受ける出入国記録の資料等に鑑み、受給資格の判断をしています。
安城市	本市では住民基本台帳に基づいて児童手当を支給しています。長期にわたり出国する場合は、住民関係部門と連携し転出の手続きを促します。	児童手当Q&A集3-3に基づき事務を進めています。
西尾市	外国人の方で住民票を置いたまま国外転出する旨の申出があった場合は、貴市と同じようにパスポートにより帰国が確認できるまで支払差止としています。	児童手当法における外国人に係る事務の取扱いについて（平成２４年６月１３日雇児発０６１３第１号）及び令和４年７月１９日版児童手当Q&A集問７－８の規定により実施しています。
蒲郡市	本市でも、住民票を置いたまま国外転出する児童手当対象児童がいた場合は、支払いを一時差し止めしています。受給者が国外転出する申し出を受けたことはありませんが、もしあった場合は同様の対応をします。 帰国した際に申し出してもらい差し止めを解除し、支払いをします。	根拠法令等はなく、遡って転出された場合返納金が発生しないようにこの対応をしています。 令和4年7月19日版児童手当Ｑ＆Ａ集の問7-8に出国に伴う児童手当の過払いの防止等について工夫の具体例があげられていますが、支給の一時保留があげられているためこの対応で問題ないと思っています。

議題１１　市内に住民票がある国外居住者への児童手当の対応について（豊橋市提出）

市名	回答	
	（１）市内に住民票がある国外居住者への対応	（２）（１）の対応としている考え方
犬　山　市	住民票があれば国内居住要件を満たすものと取扱い、児童手当を支給している。 実態が国外居住と申し出があった場合は、住民基本台帳部署に確認したうえで、受給者に「今後、遡って住民票が消除された場合、児童手当も返納となる」ことを伝え、帰国時にパスポートを持参してもらうこととしている。帰国時には、パスポートにより帰国を確認するとともに、居住状況を口頭で確認し、再度、「遡って住民票が消除された場合、児童手当も返納となる」ことを伝えている。	国内居住要件は、住民基本台帳に記載されていれば日本国内に住所を有するものと取り扱われることとされている。 ただし、実態が国外居住の場合は、住民票が遡って消除される可能性があることから、住民基本台帳部署に確認したうえで、受給者本人に返納の可能性を伝えている。 なお、支払の保留については、児童手当法11条に規定されている「支払の一時差止め」は現況届等の未提出時にできる手続きであり今回のケースには適用できないため、Q&A集問7-8を根拠に「支払を一時保留」することが考えられる。
常　滑　市	児童手当については、継続して支給する。	現状として、受給者が届出なく国外転出した場合、実体を把握することができず、住所を市内に有している場合には、支給対象であることが考えられるため。 要旨のとおり、事前に把握できる場合には、支払いを差し止める対応が考えられる。また、後日その事実が判明した場合は、該当期間等確認し、過払い分を請求する。
江　南　市	住民基本台帳に記載されていれば、児童手当を支給している。	児童手当事務マニュアル（七訂）の支給要件において、「住民基本台帳に記載されていれば、日本国内に住所を有するものとして取り扱われる。」と定義されているため。ただし、住民基本台帳等の関係部門と連携し、住民票の住所が適切であるか判断する必要があると考えます。
小　牧　市	豊橋市と同様に児童手当受給者が住民票を置いたまま国外転出をする旨の申し出があった場合には、一旦支払いを保留し、帰国した際に、窓口にパスポートを持参してもらい、帰国の確認がとれた場合に限り、支払い保留を解除し支給を行っている。	国から示されている児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）問７－８にて、「再入国の許可を受けて出国したものの、実際には再入国しないケースがあることも踏まえ、外国人の出国日を把握し、かつその者が再入国すると客観的に推量することが出来ないような場合には、支給要件の把握が困難であることから、再入国が確認されるまでの間、児童手当等の支給を一時保留すること等が考えられます。」と示されているため。
稲　沢　市	国外転出の申し出があり、住民票異動を依頼しても手続きをしてもらえない場合は、今後の生活状況や事情の聞き取りをし、生活拠点がどこになるのかを個別に判断して対応しています。なお、状況に応じて、事前の相談者には、制度内容を理解していただいた上で、消滅届を書いてもらう場合もあります。	実態を把握するための手段は住民基本台帳が基本ですが、今回のケースは、事前の申し出から居住実態が海外に移ることが把握できているので、住民票の状況のみで正しい認定ができていると考えにくいと思われるため。（必要に応じて、県に照会をかけながら判断しています。）
新　城　市	住民票をおいたまま、国外転出をしている受給者の把握ができないため差し止めは実施していないが、そのような相談があった場合についても差し止めは実施しない。	支払保留をすることができる旨の規定がないため。
東　海　市	当市ではそのような類似ケースはありませんが、当市の住民基本台帳に記載されている受給者であれば通常どおり支給します。	「住所を有する」とは認定請求を受けた市町村で当該請求者に関する事項が住民基本台帳に記載されていること。海外出張などで１年の大半を出稼ぎしている状態であっても、住民基本台帳に記載されていれば、日本国内に住所を有するものとして取り扱える。
大　府　市	申出があった場合に支払を保留としている。帰国時にパスポートの提示を求め、帰国確認が取れたら支払保留を解除している。	国外転出したまま、帰国せず過誤払いとなることの防止のため
知　多　市	毎年現況届の対象とし、状況（居住実態、保険料の支払いなど）を確認しています。	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室の児童手当Q&A集（令和４年７月１９日版）問３－３を参考にしています。
知　立　市	知立市においては豊橋市と同様に、過払いが発生しないよう帰国の確認がとれるまで支払いを保留し、帰国した際のパスポートによって出国日、入国日を確認し、支払い保留を解除しています。	原則として転出をする際は住民票を異動させる必要がある中で、実態としては住民票の住所と異なることから、過払いにならないよう差し止めを行っています。
尾張旭市	国外在住が短期間の場合は、現況届提出を依頼し、パスポートにより帰国の確認を行っています。現況届の提出がなく長期間連絡がとれないなど、帰国が確認できない場合は、一旦、差し止め処理をします。国外在住が長期間（居住）となることが確認できた場合は、住民票を実態に合わせるようお伝えするとともに、消滅の手続きを行っていただいています。	実際の居住実態に合わせて支給を行います。
高　浜　市	本人から国外に生活の本拠がある旨を聞き取った場合、消滅届の提出を促します。 既に出国していたり、本人以外から情報を得たりした場合は、過払い防止のため本人に確認ができるまで差止とします。	住民票を置いたままでの転出であっても、本人からの申出によれば消滅とすることは差支えないとの回答を県から得ていますので、過払い防止のため、上記の取扱いとしています。 差止処分とする際は、居住実態が確認できないことを理由として差止としています。
岩　倉　市	議題提供市と同じ対応です。	議題提供市と同じ考え方です。
豊　明　市	住民票を置いたまま国外転出をする旨の申し出があった際には、国籍を問わず、国外での在住期間が１年以上となる場合は転出届を提出するよう指導し、住民票の異動に基づき児童手当の受給資格も消滅させます。国外の在住期間が１年未満である場合は継続受給としています。	児童手当において住所の定義が住民基本台帳に依拠していること、住民基本台帳制度上では国外在住期間が１年未満である場合は転出手続きを要しないことから、上記の対応をしています。ただし、児童手当Q&A集（令和４年７月19日版）問7-8に「再入国が確認されるまでの間の支払一時保留」についての記述があることから、支払保留も可能ではあると考えます。

議題１１　市内に住民票がある国外居住者への児童手当の対応について（豊橋市提出）

市名	回答	
	（１）市内に住民票がある国外居住者への対応	（２）（１）の対応としている考え方
日　進　市	住民票が置いたままになる場合は日本国内に住所を有する者として取り扱うため、国外転出をすることだけをもって支払い保留とすることはありませんが、郵送物が届かない、現況時に必要書類があるにもかかわらず提出がないなど、実態の確認ができない場合に支払いを一時差し止めることは考えられます。なお、本人からしばらく帰国予定がないため受給しない旨の申出があり消滅届を受け付けたケースはあります。	児童手当Q&A集　問3-3による
田　原　市	市内に住民票を置いている場合は、児童手当法第３条第１項及び第４条第１項の「日本国内に住所を有するもの」として支給対象としています。 なお、市民課では、国外転出の申出があった場合は内容確認の上転出（出国）の届出をするよう依頼しています。	児童手当Ｑ＆Ａ集（令和４年３月３０日版）の問３－３による。
愛　西　市	当市におきまして、今までこのような事例はありません。	児童手当法にあるよう「日本国内に住所を有するもの」とされていることから、住民基本台帳に記載されていれば支給します。
清　須　市	住民票がある場合は、そのまま支払いを続けます。 もし、受給者から住民票を置いたまま国外転出すると申し出があった場合は、実態にあわせ住民票の異動を勧奨しています。	「住所を有する」という定義が住民基本台帳へ記載されていることとしているため。
北名古屋市	受給者から連絡あれば事情を尋ねる。市で把握できた場合は支給を保留する。	過払いにならないようにするため。
弥　富　市	認定している。	児童手当Q&A集（令和４年７月19日版）【問3-3】を根拠に、児童手当法第３条第１項及び第４条第１項の「日本国内に住所を有するもの」に該当するものとして認定している。
みよし市	住所を有すると判断し、支給しています。 海外で他国の手当を受給する旨の申出があった場合には、住民基本台帳に記載されている方であっても消滅手続きを行います。	議題要旨に記載のとおり ・支払い保留規定無し ・住所を有すると判断できる と考えるため。
あ　ま　市	児童手当受給者が市内に住民票を置いたまま国外居住をしている場合にも継続支給を行っている。 なお、国外居住を把握している場合には家族に連絡をとるなどし、状況把握に努めている。	児童手当の住所要件として、児童を養育している者が日本国内に住所を有していることと記されているため、児童手当Q&A等に則り支給を行っている。
長久手市	本市において、住民票を置いたまま国外転出する旨の申出があった事例は、現在進行で発生していません。児童手当における住所要件である「日本国内に住所を有すること」は、認定請求を受けた市町村において、討議請求者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることにあたるため、海外出張等で海外に駐在する場合等においても、住民基本台帳に記載がされていれば、日本国内に住所を有するとして、保留等せずに取り扱ってきました。	児童手当法や児童手当事務マニュアル等に記載の内容等から、当該事例における保留措置に関する規定が特にないため。